

# 『 令和7年度 仲西小学校 いじめ防止基本方針 』

仲西小学校 生徒指導部

## 1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。



### 【いじめを許さない学校づくり】

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。学校ホームページに掲載
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

### (1) いじめの定義

★『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

### (2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

## 2 いじめの防止等のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

### (1) 校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「生徒指導委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

#### 【校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）】

①校長 ②教頭 ③生徒指導主事(主任)④学年生徒指導部⑤養護教諭 ⑥教育相談担当  
⑦関係教諭 ⑧スクールカウンセラー ⑨その他

#### 【内 容】

★いじめ防止の全体計画の策定 ★いじめ発見のための調査 ★関係機関との連携  
★保護者への対応 ★いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

### (3) 外部機関との連携

校内いじめ対策委員会を中心に組織的に対応し、必要に応じて下記関係機関等との連携を図る。

#### 【関係機関】

① 浦添市教育委員会 ② スクールロイヤー ③ 警察  
④ 浦添市福祉担当課 ⑤児童相談所 ⑥その他

## 3 「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

### (1) 教職員 → 『気づく“目“を育て、起こらない“土壌“をつくる』

- ①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

## (2) 児童生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

①道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

②児童会や生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るくあいさつを交わす。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

## (3) 教育相談体制

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談支援員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

②校長の指導の下、教職員が児童生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

### <定期的な相談期間>

毎月第一水曜日の人権の日に「きらきら仲西っ子アンケート」を実施。全学級・全児童対象に実施し、特に気になる児童に対しては担任が個別に話を聞く。人権教育担当者が担当。

<年間3回の「教えておしえてアンケート」> 教育相談週間前に行う  
後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

## 4 「いじめの早期発見」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。



### (1) いじめに係る情報収集・実態の把握

①教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。

③児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

### <いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 教育相談（年2回）
- 2 日常的な観察
- 3 家庭・地域との連携
- 4 教師側からの積極的な挨拶、声掛け ……その他

### <学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

#### 【登下校の様子から】

- 遅刻、欠席が増える。
- 校門前で、立ち止まったり違う方向に歩いたりしている。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、あいさつをしなくなる。
- 登下校中特定の子がカバンや荷物を持たされている。

#### 【体調面から】

- 体調不良（頭痛・腹痛・吐き気）を訴える回数が増える。
- 授業中、保健室・トイレに行く回数が増える。
- 感情の起伏が激しくなる。

#### 【言動面から】

- 提出物の忘れや授業道具等の忘れ物が目立ち始める。
- 決められた座席と違う座席に座っている。
- 学習意欲が下がり、急激な成績の低下が見られる。
- 授業中ぼんやりしていることが増える。
- 休み時間に自分の席から離れない。
- グループ活動や休み時間孤立している場面が多い。
- 教員の近くで行動していたり、教室に入るとき教員からすこし遅れて入室する。
- 訳もなく職員室や保健室に来る。
- 教員の気を引こうとする言動が見られる。
- 一緒に遊んでいる友人へ、相当な気遣いをしている。
- 服が汚れていたり、擦り傷等が見られる。

#### 【周囲の様子から】

- 周囲がざわついている。
- 持ち物が壊れていたり、無くなったりする。
- 身の回りが散乱している。
- 教科書や机に落書きがある。
- 個人名が出たときの学級の雰囲気が変わる。
- 周囲の子が机を離したりして、避けている様子が見える。
- つき合う友達が変わる。

### <家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

#### ＜地域からの情報＞

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

## 5 「いじめに対する措置」について

**いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。**



### (1) いじめ被害者への対応

- つらい気持ちを受け入れ、共感する姿勢を見せることで心の安定を図る。
- 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。
- 表面的な姿・言動から判断しない。
- 児童にとって安心して話せる教職員が複数いる状態をつくる。
- 学校全体で組織的に解決していくことを伝える。
- 今後の指導の仕方について伝え、了解を得る。
- 教職員の想像を超えた自己肯定感の低下、精神的なダメージを受けていることを理解する。
- 被害を受けている状態で「あなたにも原因がある」という指導では、心を閉ざし信頼関係

を損なう原因となることを理解する。

- 「がんばれ」という安易な励ましは、自己肯定感が下がっている状況では、かえって苦しめる時があることを理解しておく。
- いじめを行っている児童との付き合い方など、行動の仕方を一緒に考える。「仕返し」などの不安感を残さないように心がける。
- 困ったことや不安の時に、相談できる人や避難場所を確認する。
- 学校以外の相談窓口を紹介する。
- 軽微ないじめと感ずいても、児童をアセスメントする必要がある場合は、SCやSSWなどの専門家につなぐことをためらわない。
- 定期的に面談を持つなど、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、自信を持たせる言葉かけを行うとともに、絆作りを支援する。

#### < 家庭での対応として >

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。
- 誠意を持って素早く対応し、対応経過をその都度丁寧に伝える。
- 学校に非がある場合は、素直に謝罪する。
- 学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について理解を求め、時に審議する。
- いじめの全貌側刈るまで、相手の保護者への連絡は学校が行うことを理解してもらう。
- 家庭で子供の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談してほしい旨を伝える。

#### (2) いじめ加害者への対応

- 行為に対しては毅然とした態度で指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを理解させる。
- どの行為・言動が、いじめに該当したのかを明確にし、理解させる。
- いじめ行為は決して許されないことを理解させ、責任転嫁させない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 「集団の輪を乱すことを許さない」という気持ちが、時に「できないものを排除している」行為につながることを考えさせる。
- いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめを行った児童の内面を見つめた支援を継続的に行う。(加害児童にも抱えている課題があるものとして対応する)
- 謝罪の気持ちが持てるような指導を行い、謝罪を促す。
- 好意から行った行為が意図せず相手に心身の苦痛を与えてしまった場合(広義のいじめ定義にあたる)、あえて「いじめ」という言葉を使わず対応することも考えられる。
- いじめ重大事態に相当するような事案や、改善が見られないときは、加害児童に対し出席停止の措置、警察等の関係機関の協力を得る等、厳しい対応策も検討する。

#### < 対応のポイント >

- ① 「事実をしっかり認めさせる」
- ② 「決して言い逃れはさせない」
- ③ 「きちんと謝罪をさせる」
- ④ 「それ以上罰しない」
- ⑤ 「今まで以上に関わりをもつ」

#### ③ 保護者への対応

- 「いじめていた」という大まかな行為を伝えるのではなく、どの行為をいじめと判断するか具体的に説明し、理解を得る
- 社会通念上考えられる「いじめ」に対しては、決して許されない行為であるという姿勢のもと、ことの重大さを認識してもらい、家庭でも一緒になって考えてもらうように依頼する。
- 広義のいじめの定義に当てはまるような事案については、必ずしも「いじめ」等という言葉を使わずとも、相手側の困り感を理解して貰うよう心がける。
- 事実聴取後は速やかに保護者と連絡を取るか、可能な限り家庭に訪問し、事実や経過を子供の前で一緒に確認することが望ましい。
- 事情聴取の為、帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡して許可を得る。
- いじめたことばかりを責めるのではなく、未来指向型であることを伝える。
- いじめの状況を理解する中で、謝罪について理解を得る。
- 今後の関わり方などを一緒に考え、家庭と連携する旨を伝える。

#### ④観衆、傍観者への対応のポイント

- 日頃から継続的に見ている利害関係の少ない児童から、客観的な情報を得る。
- いじめに関与していないと思われる児童であっても、話を聴くときはひと目につく場所や時間帯に配慮する。
- いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救う行為であることを理解させる。
- 「チクリ」という言葉は、いじめを行った側の都合の良い言葉であり、人権と命を守ることを妨げる言葉であることを理解させる。
- いじめは、学級や学年など集団全体の問題として考えていくものであることを理解させる
- 教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの行為を面白がったり、見て見ぬふりをしている状況はいじめを増幅させ、居心地の悪い学級になることを理解させる。
- いじめの行為を目の当たりにして、自分に実際にできることを具体的に考えさせる。
- 学級活動や学校行事等を通して、集団の持つ力を良い方向へ向けていく。

#### ⑤再発防止に向けたポイント

- お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気が醸成されているか。
- 教師主導ではなく、児童の創意工夫を活かした活動が活発に行われ、達成の喜びや責任を果たした喜びをたたえ合う学級になっているか。
- 学級目標が、仲間意識を支える優しさが含まれており、学級全員の願いが込められたものになっているか。

### (3) ネット上のいじめへの対応

#### ① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできること

から、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

#### <ネット上のいじめの態様>

- 1 SNS、掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
  - 誹謗中傷の書き込み ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし等
- 2 メールでの「ネット上のいじめ」
  - 誹謗中傷するメール ○チェーンメール ○なりすましメール等
- 3 その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

## ② 掲示板等への誹謗中傷等への対応

- 1 SNSやネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
- 2 書き込み内容の確認
  - 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
  - 書き込み内容の保存（プリントアウト）
    - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
- 3 掲示板等の管理者に削除依頼
  - 管理者への連絡方法（メール）の確認
  - 利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
    - ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 4 掲示板等のプロバイダに削除依頼
  - 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
    - ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

## ③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- 1 児童生徒への対応
  - 被害児童生徒への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
  - 加害児童生徒への対応
    - 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
  - 全校児童生徒への対応
    - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- 2 保護者への対応
  - 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

## 6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義 ★『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

- 1号=いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき  
 2号=いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続し欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき  
 3号=児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7 年間計画の作成及び評価（PDCAサイクル）

(1) いじめ防止の年間指導計画

	未然防止の取組 (学力向上・規律・自己有用感)	早期発見の取組	いじめに対する 処置の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開き（自己紹介資料）</li> <li>学校生活のきまりの確認</li> <li>授業の心得の確認（担任）</li> <li>集団行動（体育）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>仲西きらきらアンケート</li> </ul>	(通年の取組) ・いじめ防止対策委員会の設置 ・いじめ防止や対策、対応の検討 ・SCによるカウンセリング ・教師や教育相談員等による支援
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>春の遠足（1～4年）</li> <li>社会科見学（5・6年）</li> <li>避難訓練（不審者）</li> <li>生活リズム表作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級懇談会</li> <li>仲西きらきらアンケート</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>エコアイランド（5年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教えておしえてアンケート</li> <li>仲西きらきらアンケート</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和週間</li> <li>・夜間街頭指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の問題行動調査（4・5月分まとめて調査報告）</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み前の全体指導</li> <li>・校内研修</li> <li>・夜間街頭指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間街頭指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・夜間街頭指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉講演会</li> <li>・福祉体験（3年）</li> <li>・てだこ祭り巡回指導</li> <li>・避難訓練（地震・津波）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権月間</li> <li>・修学旅行（6年）</li> <li>・人権教室（2・4・6年）</li> <li>・ありがとう週間（集会）</li> <li>・社会科見学（1～4年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽発表会</li> <li>・エイズ教育（道徳の授業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上推進実践発表会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力到達度調査</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> <li>・教えておしえてアンケート</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業を祝う会</li> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲西きらきらアンケート</li> <li>・毎月の問題行動調査</li> </ul>	

## 8 P T A 及び関係機関等との連携について

**P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。**

- (1) 学校は地域と警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
- (2) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の浦添警察書や浦添市教育委員会（学校教育課・子ども青少年課）等に相談し、連携して対応することが大切である。
- (3) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
- (4) いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、各種相談員、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。